

社会福祉法人北勝光生会評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北勝光生会の評議員及び役員等の報酬並びに旅費支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員等とは、第2条第1項に定める者のほか、評議員、第三者委員及評議員選任・解任委員等、法人より委嘱された者をいう。ただし法人職員を兼ねる者を除く。

(報酬)

第3条 役員等（法人職員を兼ねる理事は除く。）は、次に定めた額を月額報酬として支給する。

報酬区分	月額報酬
理事長	50,000円
副理事長並びに常務理事	20,000円
理事、監事	10,000円

(評議員会及び理事会等の出席報酬等)

第4条 評議員及び理事（法人職員を兼ねる理事は除く。）が評議員会及び理事会並びに役員会、監査業務の招集に応じ法人業務に係る会議等に出席したときは、その勤務実態に即して次により報酬を支給する。

業務内容	日額報酬	
評議員会・理事会・役員会・第三者委員会・委嘱者による諸会議、法人運営に関する業務等	評議員	10,000円
	役員等	5,000円

2. 評議員会及び理事会並びに役員会等の開催、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。
- 3 第4条に掲げる報酬を受ける評議員及び役員で、その勤務実態が1日に4時間を超える場合にあっては、前項に掲げる日額に100分の50を乗じて得た額を加算する。

(支給日)

第5条 第3条及び第4条における報酬支給日は、翌月20日とし支給日が土、日、祝日の場合、直近の前日になる平日に支給する。

2 第4条における出席日数は、毎月1日から月末までの期間とする。

(費用弁償)

第6条 評議員及び役員が評議員会及び理事会、役員会若しくは監査業務等に

- 出席又は法人業務で出張する場合には、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項に定める評議員及び役員に支給する旅費の種類及び額は、鉄道賃、船賃、航空賃のほか、別表に掲げる車賃、日当、宿泊料とする。
 - 3 前項にかかわらず、次の区域に出張する場合には日当を支給しない。ただし理事長が特に認めた場合は支給することができる。
 - (1)十勝管内全市町村
 - (2)網走管内の紋別市、斜里町、興部町、滝上町、西興部村及び雄武町を除く市町村
 - 4 第2項に定める旅費の支給方法については、社会福祉法人北勝光生会職員旅費規程によるものとする。

(補 足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定めることとする。

別 表

車 賃	日当 (1日につき)		宿 泊 料	
	1 kmにつき	道 外	道 内	道 外
円 @25	円 4,000	円 3,000	東京・大阪・名古屋 20,000円	札幌近郊 15,000円
			上 記 以 外	
			15,000円	10,000円

(注)

- 1 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 3 札幌近郊の範囲は、石狩、小樽、北広島、江別、恵庭とし、札幌中心部より車で1時間で移動できる範囲。
- 4 フェリー、航空券については、購入時期の実費清算とする。

備 考

- 1 宿泊において、研修会等において主催者が指定する宿泊施設を利用し、その額が上記の金額を超える場合については、その額を加算して支給する。この場合は、その証拠となるべき証書を提出しなければならない。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成29年1月16日(第315回理事会)に制定し、平成29年4月1日より施行する。
- 2 役員及び評議員の報酬等支給に関する規則(平成18年4月1日施行)は、平成29年3月31日をもって廃止する。